

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置の延長（①農業協同組合関係）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限の3年延長</li> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業協同組合と農業協同組合の合併</li> <li>・特例措置の内容 （原則） 適格合併となる共同事業合併の要件は、以下の①から④までとされており、これらを全て満たせば適格合併とされ、資産等の簿価による引継ぎが認められる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被合併法人と合併法人の各事業が相互に関連</li> <li>② 被合併法人の従業者8割以上が合併法人に従事</li> <li>③ (イ) 売上金額、従業者数等の規模のいずれかが概ね5倍を超えない 又は (ロ) 被合併法人と合併法人のそれぞれの役員が合併法人の役員となる</li> <li>④ 被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれること</li> </ul>               （特例）              農業協同組合と農業協同組合との合併については、上記③の要件を満たさなくても他の要件を全て満たせば、共同事業合併として適格合併と認められることとされている。           </li> </ul>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           租税特別措置法第68条の2第1項第1号            地方税法第51条、第72条の24の7、第314条の4         </div>		
減収見込額	[初年度] - ( ▲ 1,481 )      [平年度] - ( ▲ 1,422 ) [改正増減収額] - ( )      (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 農協の経営基盤を強化するとともに、効率的な組織に再編し、農協経営の持続性を確保することにより、農業者から見て、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織になること。</p> <p>(2) 施策の必要性 政府においては、農業を成長産業化し、農業・農村全体の所得の増加を進めるため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」により、農政改革を進めるとともに、「新たな食料・農業・農村基本計画」を見直し、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、幅広く生産基盤の強化を進め、農業者の所得向上を図るための環境整備に取り組んでいる。 こうした政策が成果を挙げるためには、これらの政策面の見直しと併せて農協など経済主体が、政策を活用しながら、自由に経営を展開できる環境を整えていくことが必要不可欠である。 特に、農協改革については、地域農協が意欲ある担い手と力を合わせて創意工夫を発揮し、自由な経済活動を行うことにより、農産物の有利販売に全力投球できるようにすることで、農業者の所得向上につなげていくことにしている。 各々の農協においては、今後とも農業者の所得向上に向けた取組を継続・強化しつつ、信用事業をはじめ</p>		

	<p>として農協を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地域農業を支える農協経営の持続性をいかに確保していくかが課題となっている。合併は、農協の経営基盤を強化するとともに、効率的・安定的な業務運営を行い、持続可能な農協経営を可能とし、農業者の所得向上に向けた積極的な経済活動を行えるようになるための有力な手段である。</p> <p>このため、本制度を延長し、農協の合併を支援することにより、経営基盤を強化し、農業者の所得向上に向けた取組みを積極的に行えるような組織にしていく必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>
	政策の達成目標	農協の合併を推進し、農協系統組織及び事業の効率化並びに経営の健全性の確保を図ることを通じて、健全で持続性のある経営を確立し、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織になること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和7年3月31日まで（3年間）
	同上の期間中の達成目標	<p>農協の合併により農業者への経営支援機能を効率的に発揮できるようにするとの観点から、事業利用等を通じて組合員が負担する組織運営コストである農協の事業管理費を令和元事業年度（15,830億円）対比で削減することを目標とする。</p> <p>また、経営支援機能を安定的に提供していくためには、経営の健全性の確保が欠かせないことから、組合員資本10億円未満農協（令和元事業年度末26農協）の減少、信用事業を行う農協について自己資本比率8%以上の維持を目標とする。</p>
政策目標の達成状況	<p>着実に農協合併が進展しており、事業管理費も削減され、また、健全性の維持も図られているが、農業を巡る環境が厳しい中で、農協が農業者の支援機能を強化していくためには、一層の経営基盤の強化が求められており、引き続き本措置を講じる必要がある。</p> <p>○総合農協の事業管理費の推移 平成13事業年度 20,812億円 平成18事業年度 18,007億円 平成23事業年度 16,968億円 平成28事業年度 16,355億円 令和元事業年度 15,830億円</p> <p>○自己資本比率 信用事業を行う農協（611）のほぼ全ての農協で8%以上を維持（令和元事業年度）</p> <p>○総合農協の合併の状況 H13.3末:1,347JA → R3.3末:598JA</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度以降3年間で77農協が参加して15件の合併を予定。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>要望期間中に相当数の合併が見込まれるところであり、合併の前後を通じて農業者に対する支援機能が維持される中で課税関係を生じさせないことは、合併を円滑に進める上で不可欠である。本措置は、一般法人がグループ内の再編や共同事業を行う合併（適格合併）に認められている措置につき、協同組合の特性を踏まえて同様の措置を講じるものであり、また、課税の繰延べを求めるものであることから税制措置によることが妥当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績  「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(単位：件、百万円)			
	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	被合併組合数	15	1	13
	適用件数	3	1	4
	減税額	3,346	263	515
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	農協の合併等により、農業者が事業利用を通じて負担することとなる農協の事業管理費が削減され組織運営コストの低減が図られている。また、農協等の財務基盤が強化され、信用事業を行うほぼすべての農協で自己資本比率 8%以上が維持されている。			
前回要望時の達成目標	<p>農協等の合併により農業者への経営支援機能を効率的に発揮できるようにするとの観点から、事業利用等を通じて組合員が負担する組織運営コストである農協の事業管理費を平成 28 事業年度（16,355 億円）対比で削減することを目標とする。</p> <p>また、経営支援機能を安定的に提供していくためには、経営の健全性の確保が欠かせないことから、組合員資本 10 億円未満農協（平成 28 事業年度末 34 農協）の減少、信用事業を行うすべての農協につき自己資本比率 8%以上の維持を目標とする。</p>			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成 31 年 4 月から令和 3 年 3 月の間、15 件、49 農協が参加して合併が行われ、農協数が 611（平成 31 年度期首：JA 全中会員ベース）から 562（令和 3 年度期首：JA 全中会員ベース）となるとともに、事業管理費についても、平成 28 年度 16,355 億円から令和元年度 15,830 億円へと減少している。</p> <p>また、組合員資本 10 億円未満の農協は平成 28 年度末 34 農協から令和元年度末 26 農協へと減少している。なお、信用事業を行う農協のうち 1 について自己資本比率 8%を下回った。</p> <p>信用事業をはじめ農協を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地域農業を支える農協経営の持続性の確保を図っていく必要があり、各県において、本年秋の取りまとめに向け、合併構想の見直し、推進に向けた検討が行われており、引き続き本措置を講じる必要がある。</p>			
これまでの要望経緯	平成 13 年新設要望 平成 15 年拡充要望（適格要件の緩和） 平成 16 年延長要望（以降、3 年毎に延長要望） 平成 31 年延長要望			